

電気需給契約書（案）

嬉野市長村上大祐（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、嬉野市管理の 24 施設で使用する電気の供給に関し、次のとおり需給契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 乙は、仕様書に基づき、嬉野市管理の 24 施設で使用する電気を需要に応じて供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（契約期間）

第 2 条 契約期間は、令和 4 年 4 月 1 日 0 時 0 分から令和 7 年 3 月 31 日 24 時 0 分までとする。

（履行場所及び契約金額）

第 3 条 履行場所及び契約金額（単価）は別紙履行場所及び契約単価一覧表のとおりとする。

2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」という。）は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給（託送）条件によるものとする。

3 当該地域を管轄する一般電気事業者が定める電気量料金の変動又は乙の発電費用等の変動により、契約金額の改定を必要とするときは、甲及び乙の協議の上これを決定することができる。

（契約保証金）

第 4 条 嬉野市財務規則第 107 条第 2 項第 3 号に基づき、契約保証金は免除する。

（権利義務の譲渡等）

第 5 条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を得たとき、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して、売掛債権（第 12 条第 1 項に規定する乙の電気料金の支払いの請求に係る権利をいう。）を譲渡するときは、この限りではない。

（機密の保持義務）

第 6 条 甲及び乙は、法律、条例等により開示を義務づけられている場合及び相手の了解を得た場合を除き、この契約の履行にあたって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、第 2 条に規定する契約期間終了後又はこの契約解除後においても同様とする。

（使用電力量の増減）

第 7 条 甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力の決定）

第 8 条 各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いず

れか大きい値とする。ただし、最大需要電力が 500 キロワットを超えて変更する必要がある場合は、最大需要電力等をもとに甲と乙の協議により定めることとする。

(契約電力の変更)

第 9 条 契約電力を変更する必要があるときは、甲と乙が協議の上変更する。

2 契約電力が 500 キロワット以上の契約において、最大需要電力が契約電力を超過した場合は、乙の責めとなる理由による場合を除き、甲は当該協議において、決定された金額を超過金として乙に支払うものとする。

(接続供給契約等により生ずる債務の負担)

第 10 条 乙が管轄の一般送配電事業者と締結する接続供給契約等によって電気の供給を行う場合は、当該接続供給契約等によって生ずる料金その他の金銭債務は乙が負担するものとする。

(検針及び計量)

第 11 条 検針日及び検針方法は、甲と乙が協議により定める。計量日は原則として各月 1 回とし、甲が使用した電力量（以下「使用電力量」という。）を毎月 1 日の午前 0 時から当該月の最終日の 24 時までの期間（以下「計量期間」という。）に電力量計に記録された値によるものとする。

2 前項によりがたい場合は、甲と乙の協議のうえ計量日を決定するものとする。

(料金の算定)

第 12 条 料金の算定は、第 11 条に定める計量期間 1 月毎に、その使用電力量等により行う。

2 料金は、基本料金、電力量料金、当該地域の一般電気事業者が需要家に適用する燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とする。なお、代金の計算における金額の単位は円単位とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

3 前項の基本料金は、基本料金単価に契約電力を乗じ算出するものであるが、当該月の力率が 85% を上回る場合は、その上回る 1% につき基本料金を 1% 割引し、85% を下回る場合は、その下回る 1% につき基本料金を割り増しするものとする。

(支払及び遅延利息)

第 13 条 乙は第 12 条によって算出した金額を 1 月毎に甲に請求するものとし、甲は適法な請求書を受理した日から 30 日以内（以下「約定期間」という。）に支払わなければならない。

2 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、前項の約定期間内に請求金額を支払わなかった場合は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて算定した金額を遅延利息として支払わなければならない。

(契約の変更)

第 14 条 本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適切となったと認められる場合には、甲と乙の協議の上、契約の全部又は一部を変更することができるものとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙からの契約の解除の申入れがあった場合のほか、次の各号のいずれかに該

当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。
- (2) 乙が契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。
- (3) 乙が正当な理由がなく契約の履行のため甲が行う監督及び検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - ク 契約を履行するにあたり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅延なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届けなかったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

(違約金)

第 16 条 乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第 3 条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、第 3 条に定める基本料金を加算した額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(談合等による解除)

第 17 条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあつては、同法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令)が確定したとき。
- (2) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じてもその責めを負わない。

(損害賠償)

第18条 第15条の規定による解除の場合は、甲は乙に損害賠償を請求できるものとする。

2 前項に規定する損害賠償の額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

3 前条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として排除措置命令又は刑が確定した日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第3条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、第3条に定める基本料金を加算した額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。また、当該契約を履行した後も同様とする。

4 甲は、乙が独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を同法第7条の2第10項、第11項又は第12項の規定により減免されたときは、前項に規定する賠償金の額に当該減免率を乗じて得た額を当該賠償金の額から減額することができる。

(特約事項)

第19条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67条)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(協議)

第20条 本契約条項について疑義が生じたとき又は本契約条項に定めのない事項は必要に応じて、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地

嬉野市長 村上 大祐

乙 所在地

名称

代表者名

別紙：履行場所及び契約単価一覧表

単位：円（税込）

No.	施設名	所在地	1kWあたり 契約電力単価	1kWhあたり 電力量料金単価	
				夏季	その他季
1	嬉野市役所嬉野庁舎	嬉野市嬉野町大字下宿乙 1185 番地			
2	嬉野市役所塩田庁舎	嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769 番地			
3	コミュニティセンター 「楠風館」	嬉野市塩田町大字五町田甲 3136 番地 1			
4	企業誘致ビル	嬉野市嬉野町大字下宿甲 4568 番地			
5	老人福祉保健センター	嬉野市嬉野町大字下宿丙 2390 番地 2			
6	うれしの茶交流館 「チャオシル」	嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙 2707 番地 1			
7	中央公園	嬉野市塩田町大字五町田甲 622 番地 1			
8	北部公園球場	嬉野市塩田町大字久間乙 1893 番地 2			
9	五町田小学校	嬉野市塩田町大字五町田甲 3717 番地			
10	久間小学校	嬉野市塩田町大字久間乙 1885 番地			
11	塩田小学校	嬉野市塩田町大字馬場下甲 3817 番地			
12	嬉野小学校	嬉野市嬉野町大字下宿乙 1647 番地			
13	轟小学校	嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙 2597 番地			
14	吉田小学校	嬉野市嬉野町大字吉田丙 3016 番地			
15	大草野小学校	嬉野市嬉野町大字下野丙 80 番地			
16	塩田中学校	嬉野市塩田町大字馬場下甲 1801 番地			
17	嬉野中学校	嬉野市嬉野町大字下宿甲 2786 番地			
18	吉田中学校	嬉野市嬉野町大字吉田丙 3016 番地			
19	塩田図書館・ 歴史民俗資料館	嬉野市塩田町大字馬場下甲 1782 番地 1			
20	塩田学校給食センター	嬉野市塩田町大字馬場下甲 1058 番地			
21	嬉野学校給食センター	嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙 2634 番地 1			
22	嬉野市中央公民館	嬉野市塩田町大字馬場下甲 1967 番地 1			
23	吉田公民館	嬉野市嬉野町大字吉田丙 2770 番地 5			
24	社会文化会館「リパティ」	嬉野市塩田町大字五町田甲 628 番地			